

(様式3－1) 申立内容と調査結果

(様)

開札日	令和8年1月19日	
案件名	道路改良工事	
申立内容	調査結果	
<p>(1) 単11号転落(横断)防止柵について設計書においては、支柱間隔が2.0m(単価補正1.958)とされていますが、図面・数量計算書および設計書使用材料積み上げ資材では、支柱間隔が3.0m(単価補正1.35)であり誤りである。</p> <p>(2) 単12号自由勾配側溝について、資材単価の優先順として奈良県土木単価表(300*300*2000T-20.25※10900円/個)が採用されていない理由と、県土木資材単価と本工事に使用する資材の相違についてもご説明願います。</p> <p>また、閲覧時に確認した見積書の資材重量(322kg)と数量計算書の参考重量(349kg)の相違についてもご教授願います。</p> <p>(3) 単21号、単33号について令和7年度土木工事設計資材単価表(奈良県土マネジメント部)土木工事及び業務委託の積算に用いる材料費及び歩掛の取扱要領4、物価資料により設計単価を決定する場合の取扱いによると(建設物価10725円)(積算資料10790円)/2=10757.5円であり、奈良県土木単価としては10757円である。バックホウの単価が10800円採用となった根拠についてご教授願います。</p> <p>(4) 単24号上層路盤(車道・路肩部)について、施13号の構成比は「下層路盤」の内容となっており、上層路盤の積み上げがされていない。</p>	<p>(1) 支柱間隔が3.0mの単価に対して2.0mの施工歩掛となっています。</p> <p>(2) 奈良県単価を採用していないのは誤謬であり、使用する資材の相違はありません。参考重量については数量計算書が誤りで正しくは322kgです。</p> <p>(3) 奈良県の積算システムの登録単価を採用しています。</p> <p>(4) 上層路盤の積上構成比が誤謬であり、下層路盤の構成比となっています。</p>	